

広島県小学校教育研究会人権教育部会会則

(名称)

第1条 本会は、広島県小学校教育研究会人権教育部会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育研究活動を行い、本県小学校の人権教育の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成する。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 常任理事 若干名(各教育事務所単位で理事の中から1名)
- (4) 理事 若干名(各地区代表)
- (5) 監査 2名
- (6) 事務局長 1名

2 役員は、理事会で選出する。

3 事務局長を除く役員は、校長職にある者とする。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときまたは部会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。
- (3) 常任理事は、各教育事務所管内の本部会を代表し、会務を分担処理する。
- (4) 理事は、各郡市の本部会を代表し、会務を分担処理する。
- (5) 監査は、会計を監査する。
- (6) 事務局長は、会の運営事務や会計事務を処理する。

(任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、欠員または増員により選任された役員任期

は前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任または任期満了後において、後任者が就任するまでは、その代行者がその職務を行う。

(役員会)

第8条 部会長は、本会の運営等について協議が必要な場合、役員会を招集する。

2 本部役員会は、部会長・副部会長、事務局長で行う。

3 常任理事会は、本部役員と常任理事で行う、

4 理事会は、全役員で行う。

(会計)

第9条 本会の運営会費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、理事会において別に定める。

3 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第10条 役員会において別に定める学校に事務局をおく。

(会則改正)

第11条 この会則の改正は、役員の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規約は、部会長が定める。

附 則 この会則は、平成14年4月1日から施行する。